

## 余裕期間を設定した契約方式に係る試行要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、阿久根市が執行する建設工事の一部において、余裕期間を設定した契約方式に係る試行制度（以下「制度」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 工事の発注に当たり、実際の工事期間の前に、建設資材の調達や労働力確保のための余裕期間（以下「余裕期間」という。）を設定することにより、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保を促進し、もって人材・資機材の効率的活用や扱い手の待遇改善に資することを目的とする。

### （対象工事の選定）

第3条 対象工事は、受注者が工事開始日を選択可能とすることが有益と認められる工事とし、次の各号のいずれにも該当しない工事の中から選定するものとする。

竣工期限を設定して執行する工事

関係機関若しくは関連工事との調整が必要となる工事、出水期等で着手時期が限定される工事又は応急工事など緊急性を要する工事、その他余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

### （余裕期間の設定）

第4条 余裕期間は契約締結日から起算して60日以内とする。

2 前項の規定により難い場合は、発注者が工事開始日の期限を指定することができる。

### （制度の適用）

第5条 制度を適用しようとするときは、執行伺において「余裕期間適用」と記載した上で、決裁を受けるものとする。

2 制度を適用する工事においては、特記仕様書に必要事項を明記しなければならない。

#### (工事開始日の設定)

- 第6条 受注者は、余裕期間内の任意の日を工事開始日と定め、工事開始日通知書（別記様式）により当該工事の落札決定通知を受けた後、速やかに発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により通知された工事開始日を工期の始期日とする契約を締結しなければならない。

#### (手続の特例)

- 第7条 受注者が行う手続の特例については、次に掲げるものとする。

現場代理人等選任通知書については、工事開始日に提出するものとする。

受注時のコリンズ(CORINS)への登録について、工事開始日から10日(阿久根市の休日を定める条例(平成2年阿久根市条例第30号)第1条第1項の市の休日を含まない。)以内に登録するものとする。

#### (工期の設定)

- 第8条 工期の始期日から終期日までの期間は、発注者が定める工事期間を確保することを原則とする。

#### (契約保証の期間)

- 第9条 契約書に定められた保証期間は、契約締結日から工期の終期日までとする。

#### (前払金の取扱い)

- 第10条 受注者は、工事開始日までは前払金を請求できない。

#### (余裕期間中の取扱い)

- 第11条 契約締結日から契約書に定められた工期の始期日の前日までの期間は、次のとおり取り扱うものとする。

主任（監理）技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

現場事務所若しくは資材等の搬入又は仮設物の設置等の準備

工事を含む工事に着手することはできない。

制度の適用等により期間中に増加する経費は、全て受注者の負担とする。

期間中の工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

( その他 )

第12条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から試行する。